

2018年9月28日

新光糖業株式会社
コンプライアンス委員会

研究活動における不正防止計画

当社は、競争的資金等の不正使用を防止するため、不正防止計画を次のとおり定める。

1. 不正を発生させる要因

- (1) コンプライアンス意識の欠如・低下。
- (2) 使用ルール、規程等の理解不足。
- (3) 運営・管理状況の把握が不十分。

2. 不正防止計画

以下の計画を推進することによって、競争的資金等の不正使用を誘発する要因を除去する。

- (1) ①企業活動の中で企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務において関連法令を尊重し、社会倫理に適合した行動を実践していく意識を啓蒙する。
②全従業員を対象としたコンプライアンス研修を実施する。
③競争的資金等の運営・管理に関わる研究員は、事業実施前に最高管理責任者宛に誓約書を提出する。
- (2) 事業実施前に、研究倫理教育責任者が競争的資金の運営・管理に関わる従業員を対象に研究活動における倫理教育を実施し、競争的資金の受領・使用にあたってのルールと当社の規程等、不正防止の仕組みを周知する。
- (3) 自己監査等により、運営・管理状況を定期的に把握する。自己監査を実施する部署は、総務部および管理部とする。

3. 責任体制

競争的資金等の運営・管理を適正に行うため、コンプライアンス委員会の下に以下を設置する。

最高管理責任者： 社長（コンプライアンス委員会委員長）
統括管理責任者： 総務部長（最高管理責任者が指名する
コンプライアンス委員会委員）
コンプライアンス推進責任者： 種子島本部長
研究倫理教育責任者： 企画室長

防止計画推進部署： コンプライアンス委員会
内部監査実施部署： 総務部、管理部

以上